

昭和五十八年七月三十日

## 第十回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第二項の規定により発行する第十回特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

寸法	全体  本券  賦札	縦三百九十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「大蔵省印」の白すきちらし	
表	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字 地模様 「記名」、記号の文字、大蔵大臣の 印章及び渡し期を表す文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	茶紫色 にぶ黄色、灰味青色及びうす赤紫色 赤色  白抜き 黒色
裏	彩紋、唐草模様及び文字	茶紫色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）第十回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

